感染症発生時の対応について

~保健所への報告前にとるべき対応及び報告基準について~

〇施設内で感染症が発生・集団感染が疑われる状況

早期発見が重要



《主な事例》

- ① 利用者:職員の中で、感染症(インフルエンザ、0157、結核など)と診断された患者が出た。 (病気に応じて、感染症法に基づき診断した医師から保健所に届出がある場合もあります)
- ② 施設内で、通常よりも有症状(発熱・下痢・嘔吐など)の利用者・職員の人数が多くなった。

*日頃から、有症状者数(発熱・下痢・嘔吐など)の数を集約し、その数が、普段より多くなっ たら対策がとれるような体制を整備しましょう。

対応

このような場合は、施設内集団感染が予想され、特に注意をする必要があります。 以下の点に注意して検討や取り組みを行い感染拡大防止に努めましょう。

《注意して実施すること》

日にち別・部屋別の有症状者数の把握(職員も含む)



- ③ 職員へ状況周知・感染対策徹底
 - 手洗いやオムツ交換、吐物処理等の感染対策の徹底(患者の人権に配慮)
 - ・ 消毒の頻度を増やすなど、発生状況に応じた施設内消毒
- ④ 施設管理医への連絡(重症化を防ぐため、適切な医療及び指示を受ける)
- ⑤ 保健所・社会福祉施設主管部局へ報告が必要な事例に該当した場合は速やかに報告 *報告基準に該当しない場合であっても、早めにご相談ください。

―保健所・市町の社会福祉施設等主管部局への報告基準―

- 1 同一の感染症または食中毒による死亡者又は重篤患者が 1 週間に 2 名以上発生した場合
- 2 同一の感染症または食中毒の患者、疑い患者が 10 名以上または全利用者の半数以上発生した 場合
- 3 1、2に当てはまらない場合でも、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施 設長が報告を必要と判断した場合
- *上記1~3に該当する場合は、筑紫保健福祉環境事務所(保健所)、各社会福祉施設主管部局に報告 してください。

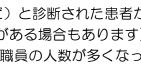
[社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について]平成 17年2月22日厚生労働省健康局長ほか5局長通 知より

感染症に関する相談、報告先 福岡県大野城市白木原 3-5-25 (筑紫総合庁舎内)

> 福岡県筑紫保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係 電話:092-513-5584 FAX:092-513-5598 メール: chikushi-hhe-kansen@pref.fukuoka.lg.jp

> > 保健所への報告後の対応:裏面参照

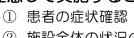


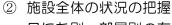


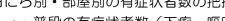


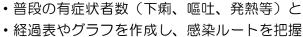
















~「感染症発生・集団感染」保健所への報告後の対応~

報告・相談を受けた保健所は施設と共に感染拡大防止のため、調査・対策の助言を行います。(必要時現地調査を実施します)

保健所が伺う前に準備してほしいもの

- ① 利用者、職員の名簿、人数、年齢(職員は職種)
- ② 1週間前からの有症状者の状態(利用者、職員)
- ③ 現在の利用者、職員の健康状態 医療機関受診者:病名・病状(重篤かどうか)・治療状況(入院、通院等) (通所サ-ピスで欠席や症状がある場合は、病名・治療の有無・受診医療機関名の確認)
- 4 施設の図面
- ⑤ 給食メニュー表

保健所が伺った際に行うこと(施設に協力していただくこと)

- ① 利用者、職員の健康調査
- ② 施設の感染対策取組状況の確認(吐物処理、オムツ交換、手洗い、清掃・消毒等)
- ③ 毎日、利用者・職員の健康調査結果(調査票)を保健所へ報告(終息するまで)
- ④ 食材廃棄の停止 (必要時)
- ⑤ 職員、利用者の健康診断(検便等) (必要時)
- ⑥ 利用者・家族への周知(健康診断、有症状者の早期発見のため)(健康診断:必要時)

施設内感染拡大防止のため、施設に行っていただくこと(例:感染性胃腸炎の場合)

- ① 感染ルートの確認
- ② 感染対策の徹底
 - 〇手洗いの徹底 (トイレ後、食事前、吐物処理・オムツ交換後、清掃・消毒後)
 - *流水と石鹸 +擦式性アルコール製剤
 - *洗い残しがないよう留意。
 - *手拭き:個人タオル若しくはペーパータオルの使用
 - (ロールタオルは利用者が十分に回転させているか確認。出来なければ共有タオルと同じであるため利用しない) (*職員室、給湯室等のタオルも同様です)
 - ○施設の消毒(手指の高頻度接触面)

(テーブル、椅子、リハビリ器具、手すり 等:次亜塩素酸ナトリウム)

- ≪施設内で特に二次感染をおこしやすい物は頻回に消毒を行う≫
- トイレのドアノブ、便座、水洗レバー、水洗トイレのおし手、手洗い場の蛇口
- 新規患者の早期発見、適切な医療の提供

利用者:嘱託医へ指示を仰ぐ

職員:早期受診勧奨。従事内容の検討。(感染可能期間の自宅待機も検討)

- 給食施設の消毒(厨房 : 次亜塩素酸ナトリウム)
- ③ 利用者・家族への説明・協力依頼

患者の個室対応、最小限の面会(面会場所の設定等)

4 対策の評価

毎日、発症者の状況を職員へ情報還元。対策の実施状況を評価。

感染症の潜伏期間後、新たな患者発生が無くなれば終息となります。